損害論における主張立証の困難性を緩和する 制度の概観



辻本法律特許事務所 所長 弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 **辻本 希世士**

第1 はじめに

知的財産権侵害訴訟において権利侵害が成立する場合、権利者が被った損害額は、①権利者が自己の製品の販売等により得た単位数量当たりの利益額に被疑侵害品の譲渡数量を乗じた額、②被疑侵害者が被疑侵害品の譲渡等によって得た利益額、③実施料相当額等により算定される(例:特許法102条)。

この規定により、知的財産権侵害によって権利者が被った損害額の主張立証の困難性は相当程度緩和されるが、例えば上記②において、「特許法102条2項所定の侵害行為により侵害者が受けた利益の額は、侵害者の侵害品の売上高から、侵害者において侵害品を製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費を控除した限界利益の額であり、その主張立証責任は特許権者側にあるものと解すべきである。」と解されている¹。このことからして、権利者としては、上記各規定の基礎となる事実関係の主張立証を行うべく、被疑侵害者側に存在する事実や証拠を収集する必要がある。しかるに、特許法等においては、証拠収集を拡充する規定や合理的な損害額の認定に資する制度が複数設けられており、裁判実務においても、損害論の審理場面で各制度が活用された結果、一定の損害額の認定に至ったケースも散見される。

そこで、本稿においては、損害論における主張立証の困難性が緩和された裁判例を参照しつ つ、特許法等所定の各制度の活用状況を整理し、効率的な活用方法を模索する。

第2 証拠収集の拡充に資する制度

1 被疑侵害者からの証拠収集

特許権侵害訴訟の損害論においては特許法102条2項の適用が求められるケースが多いが、同条項の場合、権利者は、被疑侵害品の売上高と限界利益を構成する経費を主張立証することにより、被疑侵害者が被疑侵害品の譲渡等によって得た利益額を算出しなければならない。また、同1項の場合には少なくとも被疑侵害品の譲渡数量を、同3項の場合には少なくとも被疑侵害品の

¹ 知財高判大合議令和1年6月7日(平成30年(ネ)10063号・判例時報2430号34頁)